

発行所
長野県保険医協会
〒380-0928 長野市若里 1-5-26
電話 026-226-0086
FAX 026-226-8698
E-mail office@nagano-hok.com
年間購読料 3,600円
会員の購読料は会費に含まれています



2024年(令和6年)8月5日
No.522 (毎月1回5日発行)
(1990年6月22日第三種郵便物認可)

主な記事
資格確認書アンケート/保険証存続を求め
る県民集会…2面、施設基準届出状況(歯
科)/歯科施設基準研修会/金属価格改定
…3面、施設基準届出状況(医科)…4面

7月17日 中医協総会 医療DX実績要件等を諮問・答申

7月17日に開催された中央社会保険医療協議会(以下中医協)総会にて、2024年度診療報酬改定で新設された医療情報取得加算と医療DX推進体制整備加算の見直しが諮問され、即日答申された。

医療情報取得加算(12月実施)

医療情報取得加算については、2024年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了することから、マイナ保険証の利用の有無での加算の点数差が見直され、資格確認の方法や初再診を問わず全て1点とされる。適用は12月1日からを予定している。なお、初診時は月1回、再診時は3月に1回算定できる要件に変更はない。

医療DX推進体制整備加算(10月実施)

医療DX推進体制整備加算については、2024年10月以降、現行の医科8点(歯科6点)が、マイナ保険証の利用率に応じて3段階に区分される(表1)。点数は加算1が医科11

点(歯科9点)、加算2が医科10点(歯科8点)、加算3が医科8点(歯科6点)とされる。加算1及び加算2は、新たな施設基準として、「マイナポータル」の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること」が加えられる。

施設基準となるマイナ保険証利用率は表2の通りで、2024年10月から12月は15~5%の利用率が求められ、2025年1月以降はそれぞれ倍の30~10%となる見込み。マイナ保険証利用率実績を用いる月については算定する月の3月前かその前月又は前々月のレセプト件数ベースの利用率を用いることが原則とされたが、経過措置としてオンライン資格確認件数ベースの利用率を用いることも可能。

マイナ保険証利用率に関する施設基準は、毎月支払基金から報告されるマイナ保険証利用率が当該基準を満たしていればよく、すでに届け出てい

今月号より発刊日を変更します
長野県保険医新聞は今月号より毎月5日の発刊となります。
ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いたします。

る医療機関の届出直しは不要とされた。ただし、すでに届け出た医療機関において、マイナ保険証利用率要件が基準に満たない場合には、加算を算定できないこと(疑義解釈発出予定)とされた。

医療情報取得加算及び医療DX推進

表2. マイナ保険証利用率案

適用時期		令和6年10月~	令和7年1月~
利用率実績	レセプト件数ベース	5月~7月のいずれかの月※1	8月~10月のいずれかの月※1
	オンライン資格確認件数ベース※2	6月~8月のいずれかの月※1	9月~11月のいずれかの月
加算1		15%	30%
加算2		10%	20%
加算3		5%	10%

※1 算定月が替わると実績を用いる月も同様に移行する
※2 オンライン資格確認件数ベースを利用率実績に用いることができるのは令和6年10月~令和7年1月まで

体制整備加算の正式告示・通知は8月中に発出される予定。

16市町村で申請者のみ交付 資格確認書

県保険医協会は、現行の保険証廃止を前に、県内の全市町村に「資格確認書」の送付等に関するアンケートを実施した。資格確認書は、12月2日に廃止される現行の保険証の代わりに発行されるもので、政府はマイナ保険証未登録者に対しては保険者から自動的に送付すると公表している。

アンケートでは、市町村単位で資格確認書を送付することが周知されているのか、マイナ保険証の利用登録者を把握できているかなどを調査した。アンケート結果の詳細については2面を参照。

アンケート結果では、資格確認書の送付について、「申請者のみに送付する」という回答が16件あった。国保加入者のマイナ保険証の登録率については「把握できていない」が13件、「マイナ保険証」登録者のマイナンバー

カードの電子証明書の失効時期等については「把握できていない」が54件と、市町村の回答からは国が推し進める保険証廃止に対し行政側では十分な体制が確保できていないことがわかった。自由意見欄でも「マイナンバーカードの期限は1人ずつ違うため管理が困難で、期限がわからないことは業務に支障をきたすが、期限が切れる人への連絡を行うとしたら負担が大きい」といった今後の業務に対する不安の声も寄せられた。

協会では今回のアンケート集計結果を報道機関へ情報提供するとともに各市町村へ返送。資格確認書を「申請者のみに送付」と回答した市町村に対しては、政府の公表通りマイナ保険証未登録者には申請がなくても送付するよう求めていく。また、政府に対しては市町村のシステム構築の現況などを知らせていく。

事務局 お盆休みのお知らせ

8月14日(水)~8月16日(金)
までお盆休みとさせていただきます。
ご迷惑お掛けいたしますが、よろしくお願い致します。

表1. 医療DX推進体制整備加算の見直し

~令和6年9月	令和6年10月~
医療DX推進体制整備加算 8点(歯科6点) [施設基準] (1)~(5)略 (6)マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績を一定程度有していること。 (7)~(8)略	医療DX推進体制整備加算1 11点(歯科9点) [施設基準] (6)マイナンバーカードの健康保険証利用について、十分な実績を有していること。 (新)マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。 医療DX推進体制整備加算2 10点(歯科8点) [施設基準] (6)マイナンバーカードの健康保険証利用について、必要な実績を有していること。 (新)マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。 医療DX推進体制整備加算3 8点(歯科6点) [施設基準] (6)マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績を有していること。

鶏声

先日、友人が推している某スポーツ団体の興行をみるために台湾に行ってきました。新型コロナウィルスの世界的な流行により5年ぶりの海外旅行でしたが、円安・台湾地震等いろいろな不安要素がありつつ、久しぶりの海外旅行に胸を躍らせながら出発しました。台湾まで飛行機に乗ること4時間ほどで台北松山空港に到着し、水分補給がたら台湾ビールと小籠包で小腹を満たした後、お目当ての夜市へ繰り出し、SNSで見つけた屋台で屋台飯を堪能し充実した旅行が進んでいきました。◆翌日、スポーツ興行を楽しみ夕食場所が決まっていなかったためホテル近くまで戻りながらスマホで飲食店を探していたところ、友人がスポーツ選手の台湾での行動をSNSでチェックしており、もしかしたらこのエリアに行けば選手がいるかも…と淡い期待を込めて飲食店を選びました。空心菜炒め、蟹おこわ etc…どれもとても美味しく、気持ちよくなる酔いになりそろそろ帰ろうかなと思っていたとき、大変なことが起こったのです。興行を終えた選手たちが同じ店内におり、友人の推し選手がこちらへと歩いてくるではありませんか。この日のために日本から持参した選手Tシャツを着ていた我々に気づきファンサービスしてくれたのです!本当にびっくりしました。◆帰りの飛行機もまさかのスポーツ選手集団の帰国と重なり、台湾旅行の目的であるスポーツ興行観戦はリング外でも魅力いっぱい充実したものとなりました。(M・M)